

奈良県告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十七年四月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十七年三月十九日現在の地番による。）
香芝市狐井一九三番一の一部、一九三番三の一部、一九四番一の一部、一九四番一三及び一九四番一四
- 二 申請者氏名 協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘
- 三 申請者住所 大阪市生野区巽南三丁目七番八号
- 四 道路の幅員 四・〇メートルから五・一六メートルまで
- 五 道路の延長 四四・七〇三メートル
- 六 指定年月日 平成二十七年三月二十五日
- 七 指定番号 高土第二六〇二号